四国医療福祉専門学校学則

第１章　総則

（目的）
第１条　本校は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、福祉及び医療を中心にした人材の育成、並びに広く社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（名称）
第２条　本校は、四国医療福祉専門学校と称する。
（位置）
第３条　本校は、香川県高松市上之町2丁目12番30号に置く。

第２章　課程、学科、修業年限、学級数、定員、学年、学期および休業日

（課程、学科、修業年限、学級数および定員）
第４条　本校の課程、学科、修業年限、学級数および定員は、次の表のとおりとする。

課　程	学　科	昼夜別	修業年限	学年の定員	学年学級数	総定員
福祉専門課程	介護福祉学科	昼	2年	40名	1学級	80名
医療専門課程	医療事務学科	昼	2年	30名	1学級	60名
	臨床工学学科	昼	3年	40名	1学級	120名

（学年および学期）
第５条　本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
ただし、介護福祉学科のみ第2項に規定する後期に入学した者の学年は10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。
２　本校の学期は次のとおりとする。
(1)　前期　4月1日から9月30日まで
(2)　後期　10月1日から翌年3月31日まで
（休業日）
第６条　本校の休業日は次のとおりとする。
(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　夏季休業　　9月1日から9月30日まで
(4)　冬季休業　　12月26日から翌年1月9日まで
(5)　春季休業日　　3月1日から3月31日まで
(6)　開校記念日
(7)　その他の休業日
２　校長は前項第3号から第5号に掲げる休業日の総数以内で、その期日を変更することがある。
３　前項第7号の期日は、校長が定める。
４　校長は、教育上必要があると認める時は、第1項に掲げる休日に授業を行うことができる。
５　校長は、非常変災その他緊迫の事情のあると認める時には、臨時に授業を行わないことができる。

第３章　入学、休学、復学、退学および賞罰

（入学時期）
第７条　本校の入学時期は、学年の始めとする。
但し、介護福祉学科のみ4月1日と10月1日とする。
（入学資格）
第８条　本校の入学資格は、次のとおりとする。
(1)　高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者。

（入学者の選考、入学手続き）
第９条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。
(1)　本校に入学を希望する者は、所定の入学願書に第22条に定める入学検定料を添え、所定の期日までに校長に提出しなければならない。
(2)　本校の入学は、入学考査に基づき校長が許可する。
(3)　本校に入学の許可を受けた者は、所定の誓約書と入学金を指定の期日までに校長に提出し、納付しなければならない。
(4)　前項に定める手続きが指定の期日までに行われない時は校長は入学許可を取り消すことができる。
（転入学）
第１０条　本校の専門課程に転入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程在籍者で校長が適当と認めたものとする。
1.転入学の時期は、学年の始めとする。
（編入学）
第１１条　本校の専門課程に編入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程卒業者もしくは中途退学者で校長が適当と認めたものとする。
1.編入学の時期は、学年の始めとする。
2.教育上有益と認めるときは、入学前に行った大学、短期大学、専修学校専門課程における授業科目の履修を本校における授業科目の履修と認めることができる。ただし、本校の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えないものとする。
（休学、復学）
第１２条　学生が病気その他の理由により2か月以上の休学する時は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
２　休学期間は、引き続き1年を超えることができない。
３　休学者が復学しようとする場合は、その旨を願い出て、校長の許可を受けなければならない。
（退学）
第１３条　退学しようとする者は、その理由を記載し保証人連署の上校長の許可を受けなければならない。
（褒賞）
第１４条　校長は成績並びに性行ともに優れ、他の学生の模範となる学生を、褒賞することができる。
（懲戒）
第１５条　校長および教員は、学生がこの学則その他本校の定める諸規定を守らず、またその本分に反した行為があり、教育上必要があると認められる時は、当該学生に懲戒を加えることができる。
2　前項に規定する懲戒のうち退学、停学および訓告の処分には校長がこれを行う。
3　前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うことができる。
(1)　性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
(2)　学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当な理由がなくて、出席が常でない者
(4)　学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの

第４章 履修方法及び卒業

（教育課程及び単位等）
第１６条　本校における授業科目、単位数は、次の各項に掲げるとおりとする。
２　本校において行う講義、演習、実習の単位基準は、講義１単位（１５時間）　演習１単位（３０時間）　実習1単位（４５時間）とする。
３　授業時間は「別表1」のとおりとする。
４　授業科目、単位数は「別表3」のとおりとする。
（成績評価）
第１７条　学生が教育指導計画に従って授業科目を履修した場合には、その成績を評価して合格した者には単位を与える。
2　成績の評価は、単に試験の成績だけでおこなうものではなく、試験の成績に平素の学習状況、出席状況、レポートの提出状況等を加味した上で総合的に行う。
3　出席日数が、講義・演習3分の2、実習5分の4以下の場合には、理由の如何を問わず、単位を認定しない。
4　成績評価の結果は、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄをもって表わし、Ｄを不合格とする。
5　実習などの一部の科目については、正常に授業を受けた者に対して単位の認定をする。
6　成績の評価は、100点を最高点として行い得点との関係は、80点以上Ａ、70点以上Ｂ、60点以上Ｃ、59点以下Ｄとする。

（履修の認定）
第１８条　カリキュラム変更により、休学等により旧カリキュラムの授業が受けられない場合は、校長が認めた履修科目は、新カリキュラムの科目として履修認定を行うことができることとする。
(2) 本校に設置する学科を卒業後、他学科に編入学する場合、校長が認めた履修科目は、編入学する学科の科目として履修認定を行うことができることとする。
（卒業）
第１９条　卒業に必要な単位数を取得した者に対して、卒業証書を授与し、専門士と称することができる。
（学校教育法第１３１条の２及び学校教育法施行規則第１８６条）

第５章　教職員組織

（教職員組織）
第２０条　本校に次の教職員を置く。
(1)　校長　　1名
(2)　教員　　12名以上
(3)　事務員　　4名以上
(4)　学校医　　1名
2　本校には、前項各号に掲げる教職員のほか、必要な教職員を置くことができる。
3　校長は教員を兼ねることができる。
（職務）
第２１条　教職員の主たる職務は、次の各号のとおりとする。
(1)　校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
(2)　教員は、学生の教務に従事する。
(3)　事務職員は、事務に従事する。
(4)　学校医は、学校保健法（昭和33年法律第56号）第22条の規定に基づく、学校における保健、衛生管理に関する、専門事項をつかさどる。

第６章　学生納付金その他

（入学検定料）
第２２条　入学試験に際して、「別表2」に規定する入学検定料を徴収する。
（入学金、授業料等）
第２３条　入学金、授業料等は「別表2」のとおりとする。
（納付）
第２４条　授業料等は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
２　学生が、正当な理由がないのに授業料等を１ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められる時は、校長は、退学を命ずることがある。
３　既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。
ただし、入学前年度の３月３１日までに入学辞退した者に限り例外とする。
（貸付）
第２５条　次の各号の一に該当する者は、校長の認定により授業料の貸し付けを受けることができる。
(1)　成績優秀にして学費継続困難なる者
(2)　成績優秀にして入学意志を有するも、家庭貧困で入学困難なる者
（免除）
第２６条　次の各号の一に該当する者は、校長の認定により授業料の免除を受けることができる。
(1)　身体障害者で市町村長の推薦のあった者
(2)　生活保護を受けている子女で市町村長の推薦のあった者
（健康診断）
第２７条　健康診断は、毎年１回学校の定めるところにより実施する。

第７章　聴講生制度

（聴講生制度）
第２８条　本校を卒業した後、臨床工学技士国家試験に不合格であり、本校の講義を受講希望する者があるときは、聴講生として聴講することを認めることができる。
２　聴講生に関して必要な事項は、別途定める。

（不適用）
第２９条　聴講生は本学則第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第16条、第17条、第18条
第19条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条を適用しない。

（聴講生資格）
第３０条　本校の聴講生資格は、本校臨床工学学科を卒業し、国家試験に不合格であった者とする。

（聴講料）
第３１条　聴講料は通年在籍の場合は前期150,000円、後期150,000円の年間300,000円、後期のみ
在籍の場合は、150,000円とする。

第８章　学校評価関係

（学校評価）
第３２条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校
における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うこととする。
２　前項の評価の実施に関し、必要な事項は別途定める。

第９章 雑則

（雑則）
第３２条　この学則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則
１.この学則は、平成11年4月1日より実施する。
２.この学則は、平成12年4月1日より実施する。
３.この学則は、平成15年4月1日より実施する。
４.この学則は、平成16年4月1日より実施する。
５.この学則は、平成17年4月1日より実施する。
６.この学則は、平成20年4月1日より実施する。
12.この学則は、平成24年4月1日より実施する。
13.この学則は、平成26年4月1日より実施する。
14.この学則は、平成30年4月1日より実施する。
15.この学則は、平成31年4月1日より実施する。
16.この学則は、令和3年4月1日より実施する。
17.この学則は、令和4年4月1日より実施する。
18.この学則は、令和5年4月1日より実施する。
19.この学則は、令和8年4月1日より実施する。
第19条の規定は、令和8年4月1日以後の入学生から適用し、施行日前に入学した
学生については、改正前の規定を適用する。

別表１　第１６条４項関係

時　限	開始時刻	終了時刻	授業時間
第1時限	9時00分	10時30分	90分
第2時限	10時40分	12時10分	90分
第3時限	13時10分	14時40分	90分
第4時限	14時50分	16時20分	90分

週間授業日は、原則として月曜日から金曜日とする。

別表２　第22条23条関係

１　学則第22条の入学検定料は、20,000円とする。

２　学則第23条の授業料等は次のとおりとする。（金額単位−円）

課　程	学　科	学　生　納　付　金	
		入学金	授業料
福祉専門課程	介護福祉学科	100,000	910,000
医療専門課程	医療事務学科	100,000	760,000
	臨床工学学科	200,000	1,310,000

備考　１　入学金は入学時のみ徴収する。

２　授業料は年額とする。

３　入学金等の納期は、次の各号に掲げる納付金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1.入学金、1年次前期授業料は指定された期日までに納入する。

2.授業料は、次の日までに納入する。

（1）２年次以降前期納入日　　4月30日

（2）後期納入日　　10月31日

但し、後期に入学した者は、上記納入日のそれぞれ6ヶ月後とする。